

横浜市栄区民文化センター

指定管理者選定評価委員会

審査報告書

令和3年8月

1 経緯

横浜市栄区民文化センターの第4期指定管理者の選定にあたり、横浜市栄区民文化センター指定管理者選定評価委員会（以下、「選定評価委員会」という。）は、事業者から提出された応募書類を審査し、面接審査を実施しました。

この度、選定評価委員会による選定が終了し、指定候補者を選定しましたので、ここに審査結果を報告します。

2 横浜市栄区民文化センター指定管理者選定評価委員会

委員長 吉永 崇史（横浜市立大学准教授）
委員 小華和 紘記（栄区文化協会会長）
委員 高田 久美子（神奈川新聞社編集局文化部長）
委員 立木 正子（税理士）
委員 中野 恵子（栄ソリスティ代表）

3 指定候補者選定の経過

経過項目	年月日
第1回横浜市栄区民文化センター指定管理者選定評価委員会（選定スケジュール及び公募要項等の検討）	令和3年4月8日（木）
公募要項に関する質問受付（21件）	令和3年5月11日（火）～5月17日（月）
公募要項に関する質問回答（21件）	令和3年5月31日（月）
応募書類の受付	令和3年6月14日（月）～6月17日（木）
第2回横浜市栄区民文化センター指定管理者選定評価委員会（面接審査、指定候補者の選定）	令和3年8月2日（月）

4 審査にあたっての考え方

選定評価委員会では、「横浜市栄区民文化センター指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）において、あらかじめ定めた「評価基準項目」に従って、応募事業者から提出された応募書類を審査し、面接審査において応募団体からの提案説明及び選定評価委員による質疑を行いました。

審査点数は各委員220点を持ち点とし、評価項目ごとに点数を配分しています。審査にあたっては、各委員が評価項目ごとに採点し、その合計点を審査得点としました。

なお、第1回選定評価委員会において、最低基準点を、加減点項目を除く評価基準項目の配点合計の6割とし、この点数を満たさない場合は指定候補者に選定しないと定めていました。

<評価基準項目及び配点>

<p>1 団体の状況 (配点 10点)</p>	<p>(1) 団体の状況(財務状況含む)【様式10、11】(配点10点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体が、公の施設の管理運営者としてふさわしい団体であるか ・ 団体の財務状況(事業収益性、経営安定性、借入余裕度等)が健全であるか
<p>2 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針 (配点 20点)</p>	<p>(1) 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針【様式12】(配点10点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の文化政策及び施設の使命を理解した上で、基本的な方針を定めているか ・ 施設の使命を果たすために適切な方針となっているか。 <p>(2) 応募理由【様式13】(配点10点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応募理由が、市の施策や地域の特性、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性のあるもので、公益性の高いものか。 ・ 施設運営・管理・事業実施に熱意が感じられるか
<p>3 職員配置・育成 (配点 20点)</p>	<p>職員の確保、配置及び育成【様式14、15】(配点20点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定者の能力・資質の考えが適切であるか (業務の基準に定める「責任者に期待する役割」を果たし、文化事業の企画・実施や施設管理を的確に行える想定か) ・ 配置予定者は当該ポジションに適切な人物か。職種や責任体制等は適切に考えられているか。 ・ スタッフの育成に関する考え方が適切か ・ 館を運営するチームとして、一体感あるチームをつくる運営に配慮しているか ・ 事件・事故、災害等に対して具体的な対応ができる体制が考えられているか ・ 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の施設として、市の重要施策を踏まえた取組となっているか。 ・ 5年間の指定期間を見据えた配置及び育成計画となっているか。
<p>4 事業計画(施設の使命を達成するための提案) (配点 105点)</p>	<p>「使命1：文化芸術の活動と体験の場となる」を達成するための取組【様式16-1、2】(配点20点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 ・ 提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 <p>「使命2：文化芸術活動を担う人材を育む」を達成するための取組【様式17-1、2】(配点20点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 ・ 提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか <p>「使命3：文化芸術の鑑賞の機会を提供する」を達成するための取組【様式18-1、2】(配点20点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 ・ 提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 <p>「使命4：幅広い人を文化活動に受け入れ、地域の力を結びつける」を達成するための取組【様式19-1、2】(配点20点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 ・ 提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 <p>「使命5：持続可能性を高める施設管理を行う」を達成するための取組【様式20-1、2】(配点20点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 ・ 提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。

	<p>「使命6：新型コロナウイルス感染症の影響を想定し、施設運営を継続する」を達成するための取組【様式21】（配点5点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。
<p>5 収支計画及び指定管理料 （配点 30点）</p>	<p>(1) 利用料金の考え方と具体的な料金設定、支払方法や割引料金・減免等の運用方法の考え【様式22-A、22-B】（配点10点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金等が適切・適正であり、利用者増を見込めるか <p>(2) 指定管理料のみに依存しない収入構造、経費削減等効率的運営の努力【様式23】（配点10点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料のみに依存しない収入構造となっているか ・経費削減等効率的運営の努力の考えが具体的か <p>(3) 5年間の収支及び収支バランス（指定管理料の提案含む）【様式24】（配点10点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービスのための経費や修繕費の配分など、施設の特長や課題に応じた費用配分となっているか ・収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか ・5年間の収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。
<p>6 その他 （配点 15点）</p>	<p>(1) 施設全体の運営に対するアイデア・ノウハウの一層の活用【様式25】（配点5点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の基準に定める「栄区民文化センターに求められる使命」に照らして、妥当であるか、実現が可能か。 ・市民理解が得られる公益性があり、かつ収入確保につながる提案内容か。 <p>(2) 市の重要政策課題への対応【様式26】（配点5点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の重要政策課題（個人情報保護、情報公開、人権尊重、環境への配慮、障害者差別解消、男女共同参画、市内中小企業優先発注）への団体の対応状況は適切か。 <p>(3) 提案書全体に対する評価（配点5点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案書は正確かつ明瞭に記載されているか。
<p>合計 200 点</p>	
<p>その他（加減要素） （配点 20点）</p>	<p>(1) 前期の管理運営の実績（現在の指定管理者のみ）【第三者評価結果】（配点 ±10点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価の結果が優秀であり、要求水準を上回っていたか。（要求水準を下回った場合は減点対象） ・選定時に評価された特筆すべき提案を達成したか。（達成できなかった場合は、減点対象） <p>(2) 市内中小企業等であるか（配点 10点）</p> <p>市内中小企業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内中小企業 ・中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体 <p>※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。</p>
<p>合計 220 点</p>	

5 応募者の制限

応募事業者（代表団体及び構成団体）について、応募書類の受付時に、公募要項に定める「欠格事項」に該当しないことを確認しました。

(6) 応募条件等

イ 欠格事項

次に該当する団体等は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

6 応募団体（計1団体）

神奈川共立・JSS共同事業体

7 審査結果

選定評価委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者に選定することで決定しました。

団体名	評点／満点
神奈川共立・JSS共同事業体	727点／880点 (最低基準点：480点)

8 審査得点

項目・配点（点）	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	※E 委員	合計
1 団体の状況（10）	6	10	10	8	—	34
2 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針（20）	16	20	18	14	—	68
3 職員配置・育成（20）	12	20	20	16	—	68
4 事業計画（施設の使命を達成するための提案）（105）	75	105	93	80	—	353
5 収支計画及び指定管理料（30）	20	30	28	20	—	98
6 その他（15）	11	15	13	11	—	50
その他（加減要素）（±20）	12	15	12	17	—	56
合計（220）	152	215	194	166	—	727

※E 委員 欠席

9 審査講評

基本方針と達成目標が、地域特性や行政課題を踏まえており魅力的かつ明確に提示されていた。また、現在の指定管理者としてこれまで培ってきたノウハウや経験に裏打ちされた管理運営体制に、安定感・安全性が感じられるとともに、文化芸術活動を担う人材を育むための取組等が充実し、より魅力的な組立てとなっている点が評価できた。さらに、徹底した新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行っている点、Web・SNS を積極的に活用している点、地域コーディネーターとしての役割を強化していく姿勢や「ソーシャル・インクルージョン」の視点を取り入れられている点も評価できる。

一方で、男女共同参画の視点やワークライフバランスの確保についてのより強い提案や、デジタルマーケティング、SNS（youtube）の情報発信に関する定量目標の提案が不足していると感じられた。

10 総評

「神奈川共立・JSS 共同事業体」の提案内容は、現在の区民文化センター指定管理者としてのノウハウ・経験に基づく魅力的かつ信頼できるものと評価されたため、指定候補者として選定した。

今後は、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、適切な対応を行うとともに、SNS を通じた情報発信及び、地域コーディネーターとしての役割を強化することで、より一層地域に根差した個性ある文化の創造に寄与していただくことを期待する。